

のらマイカーの運行を一部見直します

市では、便利で持続可能な公共交通サービスを提供するため、関係団体との協議等を踏まえ、地域特性や利用実態に応じた見直しを進めています。

4月1日より、高根地域では、まちづくり協議会が実施主体となった運行体制に移行するほか、国府地域において一部のバス停をデマンド化し、運行の効率化を図ります。

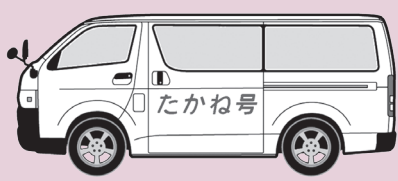
問合せ 都市整備課 ☎35-3176

●高根地域
高根地域を巡回する路線（中洞線、池ヶ洞線、黍生線、野麦線、日和田線）および朝日支所で幹線バスへ接続する路線（高根⇨朝日線）

市が運行する「のらマイカー」に替えて、地域が自家用車を用いて運行する「公共交通空白地有償運送」へ移行します。

これは、既存のバスやタクシーでは移送サービスが提供されない地域において、関係団体などの合意のもと実施できるもので、市内では初めての導入となります。これにより、便数やバス停のきめ細かな設定など利便性が向上し、地域活力の活用が図られます。

市では、実施主体に対し運行経費を助成するほか、安全な運行確保など全面的な支援を行います。これまでと同様、市外からの来訪者を含め、どなたでも乗車できますので、ぜひご利用ください。



高根地域の運行体系

	3月31日まで	4月1日より
愛称	のらマイカー	たかね号
実施主体	市	高根まちづくりの会（まちづくり協議会）
運行方法	市が濃飛バスへ運行委託	市が高根まちづくりの会へ運行経費を助成
使用車両	小型バス等（緑ナンバー）	自家用車（白ナンバー）
運行ダイヤ	定時定路線、一部デマンド（予約制）	同左※
利用者	誰でも可	同左
運賃	1乗車100円（回数券、定期券あり）	同左

※原則これまでどおりですが、増便や時間変更など一部のダイヤを見直します。詳しくは、時刻表や市ホームページをご確認いただくとともに、お気軽にお問い合わせください。

市役所の各窓口 受付時間を延長します

住所異動などが多くなるこの時期、市役所の本庁では、転入・転出等に関係する窓口業務の受付時間を延長します。

期間 3月29日(水)～4月4日(火)

時間 平日の午後7時まで

※4月1日(土)～2日(日)は午前9時～午後4時

開設窓口と受付業務

▼市民課（☎35-3496）
転入・転出手続き、証明書の交付請求、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の加入や喪失手続きほか

▼税務課（☎35-3136）
税関係証明書の交付請求、原動機付自転車の新規登録・名義変更・廃車手続き

▼福祉課（☎35-3356）
福祉医療の手続き

▼子育て支援課（☎35-3140）
児童手当・児童扶養手当の手続き

●市民課では、通常の窓口延長業務もあわせて実施します。

●他機関への確認が必要な場合や、転入・転出に関係ない業務は取り扱えない場合があります。
●支所では実施していません。

選挙管理委員会からのお知らせ 引っ越したら住民票を移しましょう！

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿には、住民票がある市区町村に3カ月以上引き続き居住している方が登録されます。このため、他の市区町村に転居した場合、住民票の住所を移動しないと、新しい住所地で投票することができません。

進学や就職などで引っ越しをされた方は、住民票を忘れずに移しましょう。

問合せ 市選挙管理委員会事務局 ☎35-3133

マイナンバーの通知カードは お手元にありますか

マイナンバーの通知カードは、平成27年10月5日現在の住民登録地に簡易書留で郵送しており、「あて所なし」などの理由により配達できなかった通知カードは、市民課に保管されています。



まだお受け取りになっていない方は、事前に市民課までお問い合わせください。
※お受け取りにあたっては、本人確認書類や印鑑などが必要となります。

問合せ 市民課 ☎35-3496